

秋田県告示第155号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の35第2項の規定による処分及び法第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、法第77条の35第3項及び法第77条の30第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分及び監督命令をした年月日
令和5年3月24日
- 2 処分及び監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名
株式会社秋田建築確認検査機関
秋田市新屋日吉町9番52号
代表取締役 大島由鶴
- 3 処分の内容
法第77条の35第2項の規定により、令和5年4月3日から令和5年5月2日までの1月、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第9号から第14号までに規定する確認検査の業務の停止を命ずる。
この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。
 - 一 機関省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第9号から第14号までに規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為
 - 二 既に締結した契約の変更により、機関省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第9号から第14号までに規定する確認検査の業務を追加する行為
 - 三 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為
- 4 監督命令の内容
令和5年3月24日付け指令建一720で確認検査の業務の停止を命じたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の事案を発生させないよう、確認審査報告書等の提出に係る業務実施マニュアルの改善、業務実施体制の見直し等の再発防止のための具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和5年4月13日までに提出すること。
加えて、確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃すという不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和5年4月13日までに提出すること。
- 5 処分及び監督命令の原因となった事実
指定確認検査機関である株式会社秋田建築確認検査機関は、以下の行為を行った。
 - 一 事実1（処分及び監督命令の原因）
令和3年9月から令和3年12月の間に確認済証の交付を行った17件の確認業務について、法第6条の2第5項の規定により、確認済証の交付の日から7日以内に、確認審査報告書を特定行政庁に提出しなければならないにもかかわらず、期日内に提出することを怠り、提出を5週間以上遅延させた。
 - 二 事実2（処分及び監督命令の原因）
建築物1件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により確認審査等に関する指針（平成19年6月20日国土交通省告示第835号）第1第2項第1号及び同項第2号の規定に適合しないことを見逃し、指定確認検査機関として確認済証を交付し、その後、法第6条の2第6項の規定に基づく通知を受け当該確認済証が失効した。